

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
第1条～第37条（略）	第1条～第37条（略）
附則	附則
1～8（略）	1～8（略）
(条例附則第17条の規則で定める者等)	(条例附則第29項の規則で定める者等)
9 条例附則第17条に規定する規則で定める者は、次項第3号又は附則第29項第3号に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法人のいずれかに該当するものとする。	9 条例附則第29項に規定する規則で定める者は、次項第3号又は附則第29項第3号に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法人のいずれかに該当するものとする。
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
10 条例附則第17条に規定する規則で定める家屋は、中核的民間施設（多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「多極法」という。）第22条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。）を構成する施設（以下「構成施設」という。）の用に供する家屋（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所、宿舍並びに宿泊施設、附属駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設でその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもの（以下「事務所等」という。）を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。	10 条例附則第29項に規定する規則で定める家屋は、中核的民間施設（多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「多極法」という。）第22条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。）を構成する施設（以下「構成施設」という。）の用に供する家屋（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所、宿舍並びに宿泊施設、附属駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設でその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもの（以下「事務所等」という。）を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
11（略）	11（略）
12 条例附則第17条に規定する規則で定める取得は、同条に規定する公表の日以後の取得とし、かつ、土地の取得にあつては、当該土地の取得の日から1年を経過する日までに当該土地を敷地とする附則第10項に規定する家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得とする。	12 条例附則第29項に規定する規則で定める取得は、同項に規定する公表の日以後の取得とし、かつ、土地の取得にあつては、当該土地の取得の日から1年を経過する日までに当該土地を敷地とする附則第10項に規定する家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得とする。
(不動産取得税の不均一課税に関する届出)	(不動産取得税の不均一課税に関する届出)
13 条例附則第17条の規定による不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとする者は、中核的民間施設に係る不動産の取得に関する届出書（附則第1号様式の3）を所長に提出しなければならない。	13 条例附則第29項の規定による不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとする者は、中核的民間施設に係る不動産の取得に関する届出書（附則第1号様式の3）を所長に提出しなければならない。
14（略）	14（略）
(不動産取得税の徴収猶予の申請書等)	(不動産取得税の徴収猶予の申請書等)
15 条例附則第18条の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が提出すべき申請書は、附則第1号様式の5とする。	15 条例附則第30項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が提出すべき申請書は、附則第1号様式の5とする。
16～27（略）	16～27（略）
28 第54号様式の適用については、条例附則第23条に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「	28 第54号様式の適用については、条例附則第42項に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「

新

県	均等割額					
	所得割額					
	計					
内	当該年度の収入となるべき額	(a)	(b)	(c)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額		(d)				

とあるのは

県	均等割額					
	所得割額					
	計					
内	当該年度の収入となるべき額	(a)	(b)	(c)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額		(d)				

とし、

備	考
---	---

とあるのは

備	考
---	---

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例附則第23条に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。

とする。

(条例附則第22条の規則で定める構築物)

29 条例附則第22条に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。

(1)～(3) (略)

30 (略)

附則第1号様式～附則第3号様式の2 (略)

旧

県	均等割額					
	所得割額					
	計					
内	当該年度の収入となるべき額	(a)	(b)	(c)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額		(d)				

とあるのは

県	均等割額					
	所得割額					
	計					
内	当該年度の収入となるべき額	(a)	(b)	(c)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額		(d)				

とし、

備	考
---	---

とあるのは

備	考
---	---

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例附則第42項に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。

とする。

(条例附則第41項の規則で定める構築物)

29 条例附則第41項に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。

(1)～(3) (略)

30 (略)

附則第1号様式～附則第3号様式の2 (略)